

1 用語解説

◆共食(P8, 9, 12, 14, 37, 40, 42, 48, 50, 68)

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人など誰かと食事をするをいい、共食は集団の共同性・連帯性を表す手段となります。

◆健康寿命(P1, 4, 31, 48, 49, 68)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。

◆食育月間(P33)

国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため、「食育推進基本計画」により毎年6月が「食育月間」として定められています。

◆食育の日(P33)

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、「食育推進基本計画」により毎月19日が「食育の日」として定められています。

◆食生活改善推進員(P54, 64)

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」の修了者で、市食生活改善推進協議会に属し、地域において健康づくりのためのボランティア活動を行っている方です。

◆食品ロス(P1, 24, 32, 39, 40, 58, 59, 62, 68)

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

◆生活習慣病(P17, 31, 35, 36, 40, 48, 49, 50, 51, 53, 72)

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称のことです。脳血管疾患、心疾患、及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、資質異常症などいずれも生活習慣病です。

◆地産地消(P1, 22, 32, 39, 59, 62, 64, 68)

地域で生産された農林水産物を、その地域内において消費する取組のことです。

◆日本型食生活(P48, 49, 63, 68)

昭和50年ごろの食生活のことで、ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事です。

◆パブリックコメント(P3)

市の施策立案の過程で、市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度です。

◆やまぐち食べきり協力店(P9)

食べきりメニューの提示や食材の使いきり、希望量に応じた食事の提供など、山口県の食品ロス削減推進協議会の指針にある食品ロス削減の取組を実践する、協議会の登録を受けた旅館、ホテル、飲食店などです。

2 食育基本法

○食育基本法(抄)

前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育

所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

3 食育推進計画策定の経過

1. 山陽小野田市食育推進庁内連絡会

令和6年度

第1回会議

- (1) 令和6年度山陽小野田市食育推進庁内連絡会年間スケジュールについて
- (2) 令和6年度山陽小野田市食育推進事業計画（案）について
- (3) 第2次山陽小野田市食育推進計画最終評価のための調査結果について
- (4) 第3次山陽小野田市食育推進計画の基礎調査について

第2回会議

- (1) 令和5年度山陽小野田市食育推進事業報告について
- (2) 第2次山陽小野田市食育推進計画最終評価（報告）について
- (3) 第3次山陽小野田市食育推進計画について
 - ・令和6年度食育に関する市民意識調査結果
 - ・今後の方向性について

第3回会議

- (1) 第3次山陽小野田市食育推進計画について
 - ・課題の共有及び重点施策について
 - ・基本理念、目標指標について
 - ・具体的な取組の方向性について

第4回会議

- (1) 第3次山陽小野田市食育推進計画について
 - ・最終案について
 - ・概要版について

山陽小野田市食育推進庁内連絡会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本市における山陽小野田市食育推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、山陽小野田市食育推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 山陽小野田市食育推進計画に係る連絡及び調整に関すること。
- (2) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 前項の者は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、会長は健康増進課長をもって充て、副会長は農林水産課長をもって充てる。

- 2 会長は、チームの運営を総理し、連絡会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取等)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

環境課長

高齢福祉課長

子育て支援課長

健康増進課長

農林水産課長

学校教育課長

学校給食センター所長

山陽小野田市食育推進庁内連絡会委員

R6. 4. 1

課名	氏名
環境課	山本 満康
高齢福祉課	尾山 貴子
子育て支援課	石田 恵子
健康増進課	山本 玄
農林水産課	臼井 謙治
学校教育課	山本 敦士
学校給食センター	吉村 匡史

2. 山陽小野田市食育推進会議

令和6年度

第1回会議

- (1) 令和6年度山陽小野田市食育推進計画に関する年間スケジュール
- (2) 令和6年度山陽小野田市食育推進事業計画について
- (3) 第2次山陽小野田市食育推進計画最終評価のための調査結果について
- (4) 第3次山陽小野田市食育推進計画の基礎調査について

第2回会議

- (1) 令和5年度山陽小野田市食育推進事業報告について
- (2) 第2次山陽小野田市食育推進計画最終評価（報告）について
- (3) 第3次山陽小野田市食育推進計画について
 - ①令和6年度食育に関する市民意識調査結果について
 - ②第3次山陽小野田市食育推進計画の方向性について

第3回会議

- (1) 第3次山陽小野田市食育推進計画の最終案について

山陽小野田市食育推進会議条例

平成31年3月25日
山陽小野田市条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、山陽小野田市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林水産関係者
- (2) 環境リサイクル関係者
- (3) 保育園・幼稚園・学校関係者
- (4) 食品関連企業関係者
- (5) 地区組織関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選考された者
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議には、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山陽小野田市食育推進会議委員名簿

R6. 4. 19

	氏名	団体名
1	今井梢	山陽小野田市保育協会
2	勝木京子	山陽小野田市私立幼稚園連盟
3	佐伯剛	山陽小野田市教育研究会
4	高木理代	山陽小野田市母子保健推進協議会
5	立花研	山陽小野田市立山口東京理科大学
6	富田輝美	一般公募
7	内藤美恵子	山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会
8	西丸朋子	山口県販売協力店連携協議会
9	半矢幸子	山陽小野田市食生活改善推進協議会
10	久中幸子	山口県漁業協同組合
11	松村孝子	小野田南高泊干拓農業協同組合
12	村上美喜子	一般公募
13	森祐子	山口県立厚狭高等学校
14	山下晋平	宇部フロンティア大学短期大学部食物栄養学科
15	山本直仁	山陽小野田料飲組合

(敬称略50音順)